

平成 27 年度第 2 回門真市社会教育委員会議録

会議名称	平成 27 年度第 2 回門真市社会教育委員会議
開催日時	平成 28 年 3 月 28 日（月）午後 3 時から午後 4 時まで
開催場所	門真市役所本館 2 階 大会議室
出席者	（委員） 萩原議長・桂副議長・吉村委員・川崎委員・脊戸委員・古川委員 <p style="text-align: right;">【出席人数 6 人／全 8 人中】</p> （事務局）柴田生涯学習部長、牧菌生涯学習課長、丹路スポーツ振興課長、西中図書館長 清水生涯学習課長補佐、藤田副参事、浦主任、小寺係員、空本係員
議 題 （内 容）	① 門真市社会教育関係団体の登録認定について ② 社会教育関係団体への補助金等の交付について ③ 子どもの学習機会の充実について
傍聴者数	2 人
担当部署	（担当課名）生涯学習部 生涯学習課 （電 話）06-6902-7197（直通）

【事務局（小寺）】

それでは、定刻となりましたので、会議を開催したいと存じます。

開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をいたします。

まず、会議の次第でございます。

次に、配席図でございます。

資料 1 「門真市社会教育関係団体登録申請団体一覧」でございます。

参考「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」でございます。

資料 2 「平成 28 年度補助金等予算額一覧表」でございます。

資料 3 「これまでの主な意見」でございます。

資料 4 「提言骨子（案）」でございます。

資料 5 「生涯学習部事業一覧」でございます。

以上でございます。資料に不足はございませんでしょうか。

なお、本日、木ノ下智恵子委員および木下みゆき委員につきましてはご欠席の連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を議長にお願いいたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【萩原議長】

それでは、平成 27 年度第 2 回門真市社会教育委員会議を開催いたします。

それでは、本日の案件に移らせていただきます。

まず、案件1、門真市社会教育関係団体の登録認定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（小寺）】

それでは、案件1、門真市社会教育関係団体の登録認定についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

このたび、9団体より門真市社会教育関係団体の登録申請がございました。つきましては、門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱第4条、「登録の可否については社会教育委員会議に諮り、決定するものとする」という規定に基づきまして、社会教育委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

今回、申請のございました9団体のうち、古川橋校区青少年育成協議会及び四宮校区青少年育成協議会の2団体につきましては、新規での申請となります。それ以外の7団体につきましては平成28年3月31日をもって登録有効期限を迎えるため、登録を更新するか審議するものです。

申請団体の目的や活動内容につきましては、資料1の2ページ以降に登録申請書の写しを掲載しておりますので、そちらをご覧ください。なお、今回申請のあった全ての団体について、門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱第2条に規定されている登録の要件を満たしていることを確認しております。

それではご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【萩原議長】

ありがとうございました。ただ今、案件1、門真市社会教育関係団体の登録認定について、事務局より説明していただきましたが、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【桂委員】

新規として校区の青少年育成協議会育成協議会が上がっていますが、連合会も入ってますよね。校区ごとにもバラバラに入っているのでしょうか。

【事務局】

校区青少年育成協議会がそれぞれの小学校区にあり、全体として連合会がございます。それまで校区の青少年育成協議会は社会教育関係団体として登録していませんでしたが、これから登録していきましようということになりまして昨年に申請をしていただきました。ただ、その際に書類が揃わなかった校区があり、今回改めて申請されました。

【桂委員】

門真市スポーツ少年団本部は、門真市体育協会とどのような関係ですか。

【事務局】

まったく別団体です。

【萩原議長】

社会関係団体に登録されると、何かメリットがあるのですか。

【事務局】

施設の使用料について、3割の減免が適用されます。ただ、例えば高齢者が半数の場合は5割減額になるなど、それを上回る減免も多いので、質問があった場合にはあまりメリットというものはないとご説明しています。制度の趣旨といたしましては、そもそも社会教育活動をしている全ての団体は社会教育関係団体だと認識しておりますが、このように登録していただくことにより、我々も団体の情報を得やすくなりますし、今後の連携に繋げるためのネットワーク作りだと認識しております。

【萩原議長】

団体登録されたから補助金があるとかではなく、情報提供や施設を使用する際に使用料が減免されるということで活動の支援を行うということですね。特に問題が無ければ申請通り受理をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、資料1に挙げていただいている登録申請団体継続申請について、このまま認めるということをお願いしたいと思います。

次に、案件2、社会教育関係団体への補助金等の交付について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（小寺）】

それでは、案件2についてご説明いたします。

こちらにつきましては、社会教育法第13条に「社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない」と定められておりますことから、社会教育関係団体への補助金等予算額を読み上げまして、ご報告とさせていただきます。

資料2をご覧ください。まず、生涯学習課が所管する補助金等でございます。

国際交流事業補助金として5万円、門真市PTA協議会補助金として20万円、門真市文化協会補助金として15万円、第九コンサート実行委員会交付金として50万円、青少年育成協議会連合会補助金として10万円、校区青少年育成協議会補助金として、1校区につき2万5千円、14校区合計35万円、門真市子ども会育成連合会補助金として、40万円の予算を計上しております。

次に、スポーツ振興課が所管する補助金等でございます。

スポーツ少年大会補助金として10万円、門真市体育協会補助金として15万円、門真市スポーツ少年団本部補助金として5万円、校区体育祭補助金として、14校区合計225万円、スポーツ・レクリエーション大会事業交付金として474万7千円の予算を計上しております。

以上で案件2の説明を終わります。

【萩原議長】

ありがとうございました。それでは、案件2、社会教育関係団体への補助金等の交付について、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【桂委員】

前年度とほぼ一緒であろうかと思いますが、補助金というのは団体の年間の活動に対して何割くらいの補助になっているのですか。第九などは最初からよくされていて、素晴らしいと思っています。結構お金が必要だろうと思うのですが、全体は分かりますか。

【事務局】

それぞれの決算状況の資料が手元にはっきりは言えませんが、すべてバラバラです。ただし必ず補助金は事業額の5割を上回らないようになっています。例えば先程上がった第九コンサートであれば、今年度の事業決算であれば400万円くらいとの報告を受けておりますので、半分にも満たないかと思います。その他にも事業それぞれで補助金は約半額くらいという状況です。

【川崎委員】

スポーツ少年大会の主催者はどこですか。

【事務局】

スポーツ少年団です。

【川崎委員】

スポーツ少年団本部補助金とはまた別ですか。

【事務局】

あくまでもこれは事業に対する補助金でして、8番のスポーツ少年大会というのは大会を運営させるための補助金であり、10番のスポーツ少年団本部補助金というのは本部事業、例えば指導者の育成であるとか研修をするための費用であるとか本部を運営していくための事業を行っている分について2分の1を限度として補助金を交付しています。同じ主催であります但し事業の中身が全く違いますので、このように分けています。

【萩原議長】

事業に対する補助と団体活動そのものに対する補助とありますが、事業補助について、社会教育関係団体として登録されているもの以外のものはないのでしょうか。第九コンサートの実行委員会

は社会教育関係団体に登録されているのですか。

【事務局】

団体名の補助金と事業名の補助金がありますが、補助金・交付金は全て事業補助となっており、例えば文化協会補助金は文化協会の行っている文展事業への補助金となっております。また、社会教育関係団体として登録されていない第九実行委員会などに対しての交付金もございます。登録団体であることが補助金交付の前提ではございませんので、そういった場合もございます。

【萩原議長】

社会教育委員会議としては幅広く教えていただくことはすごく有り難いのですが、本来的に社会教育法の主旨としては社会教育関係団体に不当な支配を及ぼさないとなっております。行政がいわゆる補助金とか交付金を払うことによって団体をコントロールしないということが、この会議にこれが出てくるという主旨であり、例えば第九のような実行委員会は社会教育委員会議が活動をコントロールする可能性がないといえますか、そもそも申請されていない団体なので、社教法の意思にはあまり関係がありません。その主旨も変わってきているので、幅広い物を教えていただくことはありがたいですし、こういう形で出していただくことは結構だと思いますが、その辺の認識だけは持っていたきたいと思います。

【萩原議長】

補助金は全て事業に対する補助金であり、その事業ごとに決算報告があるということですね。団体活動を補助しているのではなく、団体がされる市民に向けた事業を補助しているという主旨です。では、資料2の補助金予算額の一覧は社会教育委員会の意見としては適切だということをお願いします。

【萩原議長】

次に、案件3、子どもの学習機会の充実について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（藤田）】

それでは、案件3についてご説明いたします。

まず、資料3「これまでの主な意見」をご覧ください。

平成26年8月の社会教育委員会議において、任期である平成28年7月31日までに、「子どもの学習機会の充実」をテーマとする提言をまとめることとされ、その後、2回の会議で議論を行いました。資料3には、これまでの主な意見をまとめております。今後、7月までにまとめることを前提として、事務局から議長にご相談し、本日は、資料4の「骨子案」を議論のたたき台としてお示しいたします。本日の会議では、骨子案の構成、内容、肉付けなどについてご審議いただき、それをもとに議長に提言の文章をとりまとめいただき、次回、7月の会議で最終確認を行われてはどう

かと存じます。

骨子案では、「1. はじめに」で、「子どもの学習機会の充実」をテーマとして提言を行う主旨を明記し、次に「2. 門真市の現状と課題」で「子どもの学習機会の充実」に関する現状と課題、例えば、現在、どのような事業が行われているか、どのようなところに課題があるかを検討します。次に、「3. 門真市社会教育委員会議の提言」をあげます。本日お示しする骨子案では、これまでの議論を参考に、3つの努力目標を掲げました。まず、これまでに何度か意見が出たとおり、現状では、社会教育施設などが行っている事業については把握しているものの、その他の主体が行っている取り組みを十分に把握できていないことから、これらの把握を進め、それを周知することにより連携の可能性を高めようというものです。次に、これも何度もご意見がでておりましたが、地域や大学との連携や、様々な困難を抱える子どもへの支援を強調しました。最後に、これらを行っていくために、事業の見直しや職員の能力向上、体制の充実を求めています。もちろん、このような内容とは違うイメージを皆様でお持ちかもしれませんので、この後、ご審議いただければと存じます。

最後に、資料5「生涯学習部事業一覧（平成28年度予算）」をご覧ください。提言の内容に直接影響を及ぼすものではございませんが、参考資料として、新年度予算案を皆様にお示しし、生涯学習部の行う事業について、資料にてご報告いたします。

【萩原議長】

これまで2回の会議で意見をいただいたのですが、それについては資料3の方にまとめていただいております。そこからこの骨子案ではなかなか意見の反映も大変ですが、大体こんな流れかというイメージです。社会教育委員会議は回数が限られていますので、中身を詰めて議論する時間がなかなかありませんが、こういう骨子案の形で今後文書化を急いで進めて7月までに正案を作ることになります。おそらくそれほど分厚いものにはならず、方向性を示すようなものになるかと思えます。

まず資料3について、それぞれご自身の発言した内容を中心に見ていただき、主旨がこれで良いかなどをご確認ください。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【桂委員】

子どもの学習機会というと座学というイメージがあるのですが、社会教育というと学校教育の部分と学校体育という部分で、学力と体力は相関関係が出てきていると思います。学校体育は時間が決まっていますが、その中でどのように運動を楽しむかという発想で研修もされております。学校外が社会教育の分野に入りますが、日本体育協会の方で、各大学がかなりの人数で子どもの「アクティブチャイルドプログラム」というのを平成22年くらいから検討されてDVDを作ったりしています。日本体育協会のアナウンスを受けて大阪府の体育協会でも講習をしたりしていますが、そのアナウンスがなかなか市町村まで届いていません。ゲームや遊びから体力を作り、そして人との関係を作り、またそれが勉強することに繋がっていくと思いますので、学力と体力の両面から、どういう風にしたらいいの

かを考えて文章にしていければいいのではないのでしょうか。学校教育の部分と学校教育と関わっている所とを連携していかないと、地域だけではできないと思いますし学校教育の中だけでもできないと思います。門真市では高校との連携がかなりされていると思うのですが、中学生や特に小学生3年生、4年生あたりくらいがゲームなどで生活体力が無いですからこの先どうなるか心配です。このあたりも含めて先進的な計画案になったらいいなと思います。

【萩原議長】

今の桂委員のご意見を踏まえると、提言の3番の②の学習機会の捉え方という所で、単に座学とか勉強するだけではなく、体を動かして体力をつけるとか、地域の人と触れ合うという風な幅広い学習機会の捉え方みたいなものが必要ですね。例えば自尊感情を色んな活動をすることによって、その子を皆が認めてくれるようなものにも繋がるし、あるいは地域と学校とを繋いでいくというのも学習機会を広げる上でも重要なことになるかと思えます。いくつかの広がりみたいなものがすごく大事だと思います。それを是非ひとつ目の3番の②に入れてはどうでしょうか。事務局の方でもご検討いただいて、そういう形でここに入れるべきだともう少し広げていただけるよう自由に意見をいただけたらと思います。

【古川委員】

市民や行政が一丸となってというのがすごくいいと思います。オール門真という取り組みが具体的に出来たらいいなと思うのですが、興味ややる気のある人ばかりではなく、オール門真でみんなを巻き込んでいくような取り組みを門真でやったらたぶん日本で最初なのではないでしょうか。ここが物凄く深まったらいいなと思います。

【萩原議長】

提言の所で出来れば具体的な取り組みが欲しいです。努めることという事は誰もご異存はないと思いますが、2つ目の様々な困難を抱える子どもへの支援として、今までにないような取組を例示で挙げてみるとかそういうことをしてはどうかと思えます。もう少し具体的な取り組みを後ろに例で挙げていただければと思います。

【萩原議長】

また、骨子案についてもこういう事を入れた方がいいと思うことがあれば至急事務局まで連絡してください。それを踏まえて文書化したものを出来るだけ早く送らせてもらい、それについてご意見をいただくなり何回かやり取りをしたいと思っています。次回は7月に会議をして、それで任期が終わるということによろしいでしょうか。

【事務局】

7月31日が任期満了日となっていますので、7月頃を予定しております。

【萩原議長】

事務局の方も人事異動等があり、最初の文書が出来るのが連休明けということになるでしょう。それくらいにはもう少し文書化したものを出していただきますので、それに対してご意見を返していただいたり、その間に3つの視点についての事例、ボランティアグループが門真市内でやっている学習機会でこういうものがあるとか、校区でされている活動でこういうものがあるとかを教えていただいたりして、提言に具体的な事例を書いていくという形でいきたいと思います。方向性についてはそれでよろしいでしょうか。

【萩原議長】

最近、オリンピックの文化プログラムのお話を聞くことが多いのですが、ロンドンオリンピックの時に障がい者のスポーツ、障がい者のダンスとかそういうスポーツプログラムがすごく効果があったと聞きました。障がい者の方がスポーツ活動をすることは今まであまり表に出てこなかったですが、ロンドンオリンピックを中心にパラリンピックとオリンピックの一体感みたいなものがあり、中には義足をつけることでかえって能力が高まって100mなんかを早く走れることがあるそうです。そういうところからスポーツを通じた交流と障がいのある方の自尊心を高めるように色んなところに効果が出ていると思います。大東市に「カワムラ義肢」という所があり、新しいお洒落な義肢でファッションショーをするような取り組みもされています。我々の概念を超えていくことが子どもたちの学習機会を高めていくことに繋がっていくといいなと思いますので、少し幅を広げて色々な情報を掴んでいただいたらと思います。

【萩原議長】

資料5は特に説明していただく必要はありませんか。

実際に提言に具体的な取り組み例を書いたとしても、それを裏付けとなるものが事業となってきますので、その中からこの事業を使ってもう少しこういう事が出来るのだということを考えていかなければならないと思います。

他に資料全体を通してあるいはそれ以外の事でも何かありましたらお願いします。読書活動推進計画の説明はよろしいですか。

【事務局】

それではご説明いたします。26年度から2年をかけた第2次門真市子ども読書活動推進計画が完成いたしました。8ページをご覧ください。基本理念といたしまして「広げよう読書の輪 育てようことばの力」を提言・理念といたしまして、心に響くすてきな一冊との出会いをきっかけとして、みんなで読書の輪を広げて、家庭・地域・学校と一体となり、市民力・地域力を生かして子どもたちの読書活動を推進していくこととしております。推進項目といたしまして、11ページに1から4まで推進項目を掲げております。「家庭・地域における読書活動の推進」「図書館における読書活動の推進」「学校等における読書活動の推進」「連携・協働と普及・広報活動の推進」とそれぞれの取り組みを掲げておりまして、

今回この計画が完成した事に伴いまして新しい事業2つを開始いたします。一つ目は、今までは学校の先生が図書館に来ていただいて行う「団体貸出」システムがありましたが、4月からはこちらが学校に出向いて本の配本と回収を行うという事業を新しく実施いたします。もうひとつの新しい事業は、児童文学作家さんをお呼びして講演会を開催するという事を予定しております。予算がついていない事業に関しましても、小中学校に「図書館だより」を掲示したりとか、ビブリアバトルもやってみようかと思っております。また、子どもたちが読んだ本の記録が分かるようにということで、おくすり手帳のように読んだ本のシールを貼っていくという読書手帳もこの3月から始めております。色々これからも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【萩原議長】

有難うございます。ご覧いただければヒントになると思うのですが、読書は一つの学習機会だと思いますので、ひとつの手帳を使って学習機会が記録されていくということも大事だと思います。そういうことも具体的な事例のひとつとして入れてもいいと思います。

【事務局】

五中の地域会議の健康福祉部会の中で、子育てサロンをされているのですが、そこに図書館のボランティアさんが出向いて、地域の親御さんを対象に読み聞かせを2回行いました。また引き続きこちらも行っていく予定でございます。

【桂委員】

老人会のグループなどの地域の方たちがそういう活動をどんどんされているということはないですか。親子が地域で集まって、そこで地域のグループの方たちが読書をしたりお手玉したり、そういうことが今色々な所でされています。図書館のボランティアが色々な所に出かけることもひとつですが、地域でもう少し探してみたら他にもそういうことをされているグループなどがあると思います。

【事務局】

民生委員さんの発案でボランティアをしていただいたんですが、まだノウハウが無いので、まず図書館のボランティアの人にお手本を示していただき、それから地域の方々が自ら出来るように伝授していこうかと考えています。その一環として先程の児童文学作家の講演会などでボランティア育成の機会も作っていこうかと思っています。

【桂委員】

行政だけでは、やっているつもりでも市民の一部の人たちだけにしか伝わってなかったりします。ボランティア育成などでいかに広げていくかが必要だと思います。先ほどの読書手帳は小学生全部に配るのですか。

【事務局】

今は図書館に来られる人だけです。今後は考えていこうと思っております。こちらからも学校訪問ということで図書館職員が出向いて読み聞かせを行うということも考えておりますので、そこで読書手帳のPRもしていこうかと思えます。

【萩原議長】

提言というに限られた言葉で書いてしまいがちですが、具体的なものを出来るだけ取り入れて、資料3に書かれている様な事をコラム等で入れたりしてもいいでしょうし、ここに書かれている意見を反映させていただきたいと思えます。

それでは、これをもちまして第2回社会教育委員会議を閉会いたします。